

## 資料4 生物多様性保全に関する世界や日本国内の動き

1992年（平成4年）にブラジルのリオデジャネイロで開催された「環境と開発に関する国連会議（地球サミット）」において、「生物多様性条約」が採択され、世界の生物多様性を保全するための具体的な取り決めとなりました。

2010年（平成22年）現在、世界192か国及び欧州共同体（EU）が締結しています。日本は採択時に署名し、1993年5月に18番目の締約国となりました。

その後、日本では1995年（平成7年）に生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する国の基本計画にあたる「生物多様性国家戦略」を決定しました。以降、2002年（平成14年）、2007年（平成19年）の見直しを経て、2010年（平成22年）3月に「生物多様性国家戦略2010」が閣議決定されました。

また、2008年（平成20年）には、「生物多様性基本法」が、公布・施行されました。同法は、生物多様性の保全と持続可能な利用に関する施策を推進することにより、豊かな生物の多様性を保全し、その恵沢を将来にわたって享受できる自然と共生する社会の実現と、地球環境の保全に寄与することを目的としています。

2010年（平成22年）10月には、愛知県名古屋市で「第10回生物多様性条約締約国会議（COP10）」が開催され、179の締約国と国際機関、NGO、NPOなど約1万3000人が参加しました。

生物多様性保全に関わる世界、日本、本市の主な動きについては、下表のとおりです。

【生物多様性保全に関わる世界、日本、本市の主な動き】

年	世界	日本	新潟市
1992 (H4)	生物多様性条約採択 ワシントン条約やラムサール条約のような個別の法律では対応し切れなくなった、包括的な生物の多様性を保全するための条約	生物多様性条約に署名 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（種の保存法）制定 個体保護、生息地保護、生物の保護増殖を目的とする。	
1993 (H5)		環境基本法制定 地球規模で問題化する環境問題に対応するため、環境保全の基本理念を定義	
1995 (H7)		生物多様性国家戦略策定 生物多様性の保全と持続的利用のための国家的戦略	
1996 (H8)			佐潟「ラムサール条約」登録 新潟市環境基本条例 市、市民及び事業者がそれぞれの責務で、現在及び将来の良好な環境を確保することを明示

## 【生物多様性保全に関わる世界、日本、本市の主な動き】

年	世界	日本	新潟市
1998 (H10)			新潟市環境基本計画
2000 (H12)	カルタヘナ議定書採択 バイオテクノロジーによって改変された生物の国境を越える移動の十分な保護・規制を決議		新潟市地球温暖化対策率先実行計画
2002 (H14)	COP6 (ハーグ) 2010年までに生物多様性の損失速度を顕著に減少させるという「2010年目標」採択	第二次 生物多様性国家戦略策定 目標達成へのプロセスを明確化するために包括的に言及	
2003 (H15)		カルタヘナ議定書締結	
2004 (H16)		外来生物法 生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を与えられとされる海外起源の外来生物を指定し、取り扱いを規制	
2005 (H17)	ミレニアム・エコシステム・アセスメント (MA) 成果発表 95カ国、1,360人の専門家が参加し、生物多様性と人間生活との関係を分かりやすい形で提供		「新潟市版レッドデータブック～大切にしたい野生生物～」公表
2006 (H18)	COP8 (クリチバ) 国家戦略や条約の目的達成について企業の役割の重要性を指摘		
2007 (H19)		第三次 生物多様性国家戦略決定 基本方針の提示や実施主体の明確化などについて記述	新・新潟市環境基本計画 「市民とともに創る新潟環境ふれあい都市」を目指す 政令指定都市移行 新・新潟市総合計画 政令指定都市として目指す都市像の実現を目指す
2008 (H20)	COP9 (ボン) 海洋保全について大きく進展。生物多様性の経済価値に関する中間レポートの発表	生物多様性基本法 自治体レベルでの生物多様性に関する計画の策定や、事業者の責務として自助努力と自治体への協力を求める	新潟市地球温暖化対策実行計画 (地域推進版) 新潟市環境影響評価条例の制定
2009 (H21)			「大切にしたい野生生物～新・新潟市レッドデータブック～」公表
2010 (H22)		生物多様性 国家戦略決定2010 生物多様性基本法に基づく初めての生物多様性国家戦略	
	COP10 (名古屋) 生物資源の利用と利益配分について定めた「名古屋議定書」と、生態系保全の新たな国際目標となる「愛知目標」を採択		
2012 (H24)			にいがた命のつながりプラン (新潟市生物多様性地域計画) 策定

## 資料5 数値目標一覧

【数値目標（1/2）】

事業名	指標	現状	目標	担当課
市民探鳥会	市民探鳥会 参加人数	221人 (H22年度)	300人 (H26年度)	環境部
佐潟ボランティア解説員 制度	佐潟ボランティア 解説員活動人数	127人 (H22年度)	150人 (H26年度)	西区
新津川を中心とした 秋葉区の魅力発信事業	除草・クリーン作戦及 び、ウオーク参加者数	353人 (H23年度)	360人 (H25年度)	秋葉区
環境と人にやさしい 農業支援事業	5割以上の減農薬減 化学肥料栽培の面積	6,306ha (H22年度)	8,100ha (H26年度)	農林水産部
美しい農村づくり事業	モデル地区数	3地区 (H23年度)	6地区 (H26年度)	農林水産部
環境保全型農業直接 支払交付金事業	冬期湛水(冬みず田ん ぼ) 管理実施面積	315ha (H22年度)	2,100ha (H26年度)	農林水産部
公園緑地整備事業	市民一人当たり 公園面積	11.0m <sup>2</sup> /人 (H22年度)	12.8m <sup>2</sup> /人 (H26年度)	土木部
里山生きもの調査	生きもの調査 参加人数(角田山)	— (H23年度)	20人/年 (H26年度)	環境部
佐潟等学術研究 奨励補助事業	補助金交付人数	2人/年 (H23年度)	5人/年 (H26年度)	環境部
地産地消推進事業	地産地消推進の店 認定数	小売店74、 飲食店181 (H22年度)	小売店90、 飲食店120 (H26年度)	農林水産部
バイオディーゼル燃料 (BDF)の活用	廃食用油の燃料化	67,000ℓ (H21年度)	70,000ℓ (H26年度)	環境部
汚泥の再資源化	下水汚泥 リサイクル率	100% (H22年度)	100% (H26年度)	下水道部
園芸相談	相談件数	6,614件 (H22年度)	10,000件 (H26年度)	農林水産部
ビュー福島潟総合学習 受け入れ	来校件数	71校 (H22年度)	150校 (H26年度)	北区
都市型グリーン・ツーリズム 推進事業	「食と農の学校」 参加者数	81人 (H22年度)	100人 (H26年度)	農林水産部
佐潟水鳥・ 湿地センターの活動	年間来館者数	70,044人 (H22年度)	90,000人 (H26年度)	西区
水の公園福島潟の活動	年間来園者数	165,000人 (H22年度)	187,500人 (H26年度)	北区
オニバス現地案内 (福島潟)	案内参加者数	1,918人 (H22年度)	2,500人 (H26年度)	北区
福島潟自然文化基金	寄付金額	2,021千円 (H22年度)	4,000千円 (H26年度)	北区
環境副読本を用いた 環境学習の推進	環境副読本で 学習した児童・生徒数	17,000人 (H22年度)	17,000人 (H26年度)	環境部
こどもエコ調査の実施	こどもエコ調査の 参加校数	72校 (H22年度)	50校 (H26年度)	環境部

## 【数値目標（2/2）】

事業名	指標	現状	目標	担当課
みんなの地球環境図画コンクールの開催	地球環境図画コンクールの応募数	180点 (H22年度)	200点 (H26年度)	環境部
こどもエコクラブの推進	こどもエコクラブの会員数	290人 (H22年度)	400人 (H26年度)	環境部
環境学習の充実	学校版環境ISO校数	0校 (H23年度)	40校 (H26年度)	教育委員会事務局
環境教育の推進	公民館での環境教育事業の参加者数	788人 (H22年度)	900人 (H26年度)	教育委員会事務局
ふるさとにいがた体験学習推進事業	活用校割合	94% (H23年度)	100% (H26年度)	教育委員会事務局
にいがた市民大学開設事業	受講者数	420人 (H23年度)	500人 (H26年度)	教育委員会事務局
地域学関連事業	参加者数	3,193人 (H22年度)	5,000人 (H26年度)	教育委員会事務局
新潟水俣病の理解促進	市の職員、新採用教員を対象とした新潟水俣病研修会の実施回数	4回 (H23年度)	4回 (H26年度)	保健衛生部
にいがた市民環境会議の活動支援	にいがた市民環境会議会員数	37団体 (H22年度)	50団体 (H26年度)	環境部
環境フェアの開催	環境フェア参加人数	27,468人 (H22年度)	30,000人 (H26年度)	環境部

## 資料6 写真出典一覧

### 【写真出典一覧】

ページ番号	写真名	出典
表紙	稲穂	財団法人 新潟観光コンベンション協会
新潟市民歌	砂浜（左写真）	財団法人 新潟観光コンベンション協会
新潟市民歌	日本海の夕日（右写真）	財団法人 新潟観光コンベンション協会
1-1	佐潟	佐潟水鳥・湿地センター
1-1	阿賀野川	財団法人 新潟観光コンベンション協会
1-1	美しい田園	財団法人 新潟観光コンベンション協会
1-2	コハクチョウ	佐潟水鳥・湿地センター
2-26	佐潟 自然観察会（右写真）	佐潟水鳥・湿地センター
2-26	福島潟 自然観察会（左写真）	NPO法人ねっとわーく福島潟
2-26	福島潟 自然観察会（右写真）	NPO法人ねっとわーく福島潟
2-28	通船川 体験乗舟（左写真）	特定非営利活動法人 新潟水辺の会
2-28	通船川 クリーン作戦（右写真）	通船川・栗ノ木川下流再生市民会議
2-38	初夏の田園	財団法人 新潟観光コンベンション協会
2-38	収穫の秋	財団法人 新潟観光コンベンション協会
2-41	角田山と上堰潟公園	財団法人 新潟観光コンベンション協会
2-47	福島潟と山々	財団法人 新潟観光コンベンション協会
2-47	広大な田園と点在する集落	財団法人 新潟観光コンベンション協会
2-47	上堰潟の春の風景	財団法人 新潟観光コンベンション協会
3-4	福島潟での動植物観察会	NPO法人ねっとわーく福島潟
4-11	里潟では（右写真）	財団法人 新潟観光コンベンション協会
4-12	福島潟（左写真）	財団法人 新潟観光コンベンション協会
4-12	福島潟（右写真）	財団法人 新潟観光コンベンション協会
4-19	鳥屋野潟とハクチョウ（左上写真）	水の駅「ビュー福島潟」
4-19	ハクチョウとヒシクイ（右下写真）	財団法人 新潟観光コンベンション協会
4-23	越前浜海水浴場（右写真）	財団法人 新潟観光コンベンション協会
4-25	寺尾中央公園	財団法人 新潟観光コンベンション協会
4-26	信濃川やすらぎ堤	財団法人 新潟観光コンベンション協会
4-28	阿賀野川（上写真）	財団法人 新潟観光コンベンション協会
4-28	田園と里山（中写真）	財団法人 新潟観光コンベンション協会
4-41	佐潟水鳥・湿地センター	佐潟水鳥・湿地センター
4-41	稲刈りツアー（西蒲区）	財団法人 新潟観光コンベンション協会
4-43	環境学習	佐潟水鳥・湿地センター
5-2	稲穂	財団法人 新潟観光コンベンション協会
5-2	チューリップ	財団法人 新潟観光コンベンション協会
5-2	ハクチョウの採餌風景（上写真）	佐潟水鳥・湿地センター
5-2	ハクチョウの採餌風景（中右写真）	佐潟水鳥・湿地センター
5-4	オオヒシクイ	水の駅「ビュー福島潟」
5-6	佐潟のミズアオイ群生地	佐潟水鳥・湿地センター
5-6	佐潟イラスト	財団法人 新潟観光コンベンション協会
5-6	福島潟イラスト	財団法人 新潟観光コンベンション協会
5-7	鳥屋野潟	財団法人 新潟観光コンベンション協会
5-7	鳥屋野潟に飛来する水鳥	財団法人 新潟観光コンベンション協会
5-11	みのりの収穫祭	佐潟水鳥・湿地センター

## 資料7 用語解説

### あ行

**エコツーリズム**：自然や歴史、文化環境を損なわない範囲で、自然観察や地域住民の生活や歴史を学ぶ、新しいスタイルの観光形態のこと。地域固有の魅力を観光客に伝えることで、その価値や大切さが理解され、保全につながっていくことを目指す。

### か行

**海水準**：陸地に対する海面の相対的な高さのこと。

**学校版環境ISO**：ISO14001（環境マネジメントシステムの国際規格）に基づき、各学校が定めた環境についての目標を設定し、その達成に向けて生徒、職員、地域が一体となって取り組み、その実行状況を点検し、不十分なところを見直しながら、継続的に環境を改善していくためのプログラム。

**間伐材**：森林の中を明るく保ち、木々を真っ直ぐ育てるため、混みあった森林から曲がったり弱ったりしているスギやヒノキなどの針葉樹を抜き切る過程で発生する木材のこと。割り箸や文房具、看板材などに用いられる。

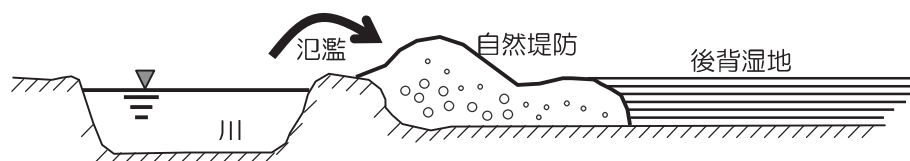
**涵養**：雨水や河川水などが地下に浸透して、帯水層（地下水が蓄えられている地層）に水が供給されること。

**グリーン・ツーリズム**：緑豊かな農山漁村地域において、その自然、文化、人々との交流を楽しむ、滞在型の余暇活動の総称。

**減農薬減化学肥料栽培**：生産過程等における農薬の使用回数を、地域の慣行的に行われている使用回数の50%以上節減している栽培で、なおかつ、化学肥料の使用量を、地域の慣行的に行われている使用量の50%以上節減している栽培。

**国内移入種**：人の活動が原因で、国内の他の地域から野生生物の本来の移動能力を越えて、意図的・非意図的に導入された種のこと。

**後背湿地**：河道から離れた低地に粘土などが堆積して形成された低湿地。河川が氾濫を繰り返すことで河川の両側に土砂や砂礫が堆積して形成された自然堤防の背後に形成される。排水性が悪く、軟弱な地盤であることが多い。



**湖沼の種類**：湖沼は、何らかの要因で陸地の内部に窪地が形成され、そこに水がたまることによって形成される。形成要因は様々であるが、本プランにある潟湖、河跡湖、砂丘湖、人造湖の形成要因は以下のとおり。

潟湖：海流または波浪が、海岸付近の砂を流動させて砂州をつくり、海を区切ることでできる湖沼。

河跡湖：かつて川が蛇行して流れていたものが、氾濫による河道の短絡によって蛇行部分が流路から取り残された後、流路と連結していた部分が土砂の堆積で閉塞してできる湖沼。

砂丘湖：砂漠や砂浜などにおいて、風が起伏のある地形を形成することでできる湖沼。

人造湖：人為的に造られた湖沼。多くは人工の堰堤によって川をせき止めたり、湾を仕切ったりすることで造られる。

## さ行

**3R**：「ごみを出さない」「一度使って不要になった製品や部品を再び使う」「出たごみはリサイクルする」という廃棄物処理やリサイクルの優先順位のこと。「リデュース（Reduce＝ごみの発生抑制）」「リユース（Reuse＝再使用）」「リサイクル（Recycle＝再生利用）」の頭文字を取って「3R」と呼ばれる。

**里潟**：「里山」と同様に、多くの生きものを支え、人の生活と密接に関わってきた「湖沼」を指す（p.2-9参照）。

**里山**：都市域と原生的自然との中間に位置し、様々な人間の働きかけを通じて環境が形成されてきた山や森林。

**CSR（企業の社会的責任）**：Corporate Social Responsibilityの略。企業が利益を追求するだけでなく、組織活動が社会へ与える影響に責任をもち、ステークホルダー（利害関係者：消費者、投資家等及び、社会全体）の利益を考えて行動するべきであるとの考え方。最近では、大企業だけでなく、市場拡大を目指す事業者や地場産品等の高付加価値化を狙う地域にもこのような考え方、動きが拡大しており、「CSR報告書」等を作成する事業者も増えてきている。

**種の保存法**：正式名称は、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」で、国内外の野生動植物種の保全を体系的に図ることを目的とした法律。1992（平成4）年に制定された。捕獲、譲渡等の規制、及び生息地等保護のための規制から保護増殖事業の実施まで多岐にわたる内容を含んでいる。

**水生植物**：湖沼や溜池、河川などの淡水域に生育する植物の総称。水中で発芽し、1年のうち少なくともある期間を水中か一部を水面上に出した状態で過ごす。生育している状態により、抽水植物、浮葉植物、沈水植物、浮遊植物に分類される。

抽水植物：水底に根を張り、茎の下部は水中にあるが、茎か葉の少なくとも一部が水上に突き出ている植物。ヨシ、ガマ、マコモ、コウホネなど。

浮葉植物：水面に葉を浮かべ、水底に根を張った植物で、水面に浮かぶ浮葉と水中に沈む沈水葉（水中葉）の両方を持つものも含む。オニバス、ヒシ、ヒルムシロなど。